

公的な支援の例（岡山県下）

1．自主防災組織設置促進事業・自主防災活動活性化総合支援事業（岡山県）

ア実施主体：市町村

イ補助対象事業：

防災研修会等

自主防災組織はもとより、消防団や老人会、婦人会など既存のコミュニティを活用しての防災に関する普及啓発活動、町内会等を対象とした防災研修会や講演
防災訓練

自主防災組織や自主防災組織を設置しようとする町内会等が参加する防災訓練等（防災資機材を使った防災訓練、災害図上訓練（DIS）等）の実施経費
防災資機材整備

初期消火、救出・救助、避難誘導、給食・給水の活動に必要な防災資機材の購入経費

防災士等自主防災リーダー養成

防災士の資格を取得するために必要な研修の受講経費

ウ補助率：市町村の事業費の2分の1以内

2．地域防災マップ作成支援（岡山市）

自主防災会が主体となって、地域の被災の可能性や被災時の避難を考えながら、地域内及び避難場所を含めた範囲の「地域防災マップ」を作成する活動を支援。

所定の申込書に地域防災マップ作成にかかる活動計画および物品などの購入計画を記入し、岡山市総務局防災対策課へ申請し、書類選考で採用された団体には5万円を限度として支給。

ただし、この制度の活用は岡山市内で結成報告している自主防災会が対象で、1団体あたり1回限り。

3．自主防災組織設置補助金制度（玉野市）

新しく結成された自主防災組織に対し、防災資機材の購入に要する経費を補助する制度を実施。

（補助金は加入世帯数に1000円を乗じて得た額を上限）

（例）自主防災組織への加入世帯数が50世帯の場合

@1000円×50世帯=5万円

* 自主防災組織の防災資機材購入費の合計が6万円の場合 5万円

補助合計が4万円の場合 4万円補助

補助金の交付は、原則として1組織あたり1回限り。

公的な支援の例（その他）

1．都市防災総合推進事業〔住民等のまちづくり活動支援〕

（国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）

（国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災対策室）

地方都市等で活力低下のみられる中心市街地や大都市等の防災上危険な密集市街地を対象として、適用すべき事業手法が未確定な地区を含め、事業着手以前の段階での住民等の主体的なまちづくり活動を醸成し、これを積極的に支援するため、補助を行う。

ア補助対象者 市町村（特別区を含む）、防災街区整備推進機構

イ対象地区要件

防災上危険な市街地

地方都市等の中心市街地

ウ対象経費

住民等に対するまちづくりの啓発活動費

まちづくり協議会の活動に対する助成費

地区のまちづくり方針の作成費

2．自主防災組織活性化事業（消防防災設備整備費補助金）（消防庁）

自主的な防災活動を活性化し、地域における防災力の向上を図るため、平成7年度から自主防災組織に対する資機材充実を目的に創設。

ア補助対象者 市町村（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）

イ補助率及び基準額

補助率：1/3 基準額：7,698千円（1組織あたり）

ウ補助対象資機材：初期消火資機材、救助用資機材、救護用資機材訓練用資機材、簡易収納庫あるいは防災倉庫

3. コミュニティ助成事業（自主防災組織育成事業）

（財団法人 自治総合センター（宝くじ普及広報事業））



＊ 自主防災組織助成事業

市(区)町村や自主防災組織などが行う地域の防災活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業に対して、助成を行っています。

助成金

- ① 新設の自主防災組織(平成16年4月1日以降に新設されたもの)。
・30万円から200万円まで(10万円単位)。
- ② 既設の自主防災組織で過去に助成を受けていない組織。
・30万円から150万円まで(10万円単位)。
- ③ 地域安心安全ステーション整備事業を行う自主防災組織。
・30万円から100万円まで(10万円単位)。
- ④ その他の自主防災組織(連合体を含む)及び市(区)町村が自主防災組織に支給又は貸与する事業。
・30万円から100万円まで(10万円単位)。

平成18年度 自主防災組織育成助成事業 参考例

区 分	施設又は設備
1. 情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
2. 消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、薫口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
3. 水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣、かけや等
4. 救出救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェーンブロック、チェーンソー、ジャッキ、パール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
5. 給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
6. 避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強カライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
7. 防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番通報訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、住宅用訓練火災警報器等
8. その他	簡易資機材倉庫、除雪機等

※上表に例示した施設又は設備であっても、その設置場所等により、助成対象外となる場合があるので、留意すること。

自治会内の防災組織が調査・所持（マップ+カード）

山梨日日新聞:2005年01月18日より転載

甲府、都留の自治会 災害時要援護者救援へ備え 居住地を把握 地図、カードに 普段から声掛け、活用

甲府市や都留市の自治会で、高齢者や障害者ら災害時要援護者救援のために居住地などを把握するマップやカードを作成する動きが出ている。緊急時の安否確認や災害時の救助活動に役立てることが目的。マップやカードの所持者を限定することで、災害時要援護者の個人情報の保護に努めながら効果的な活用を目指している。

甲府市の元紺屋町自治会（山下孝信会長）は、災害時要援護者の情報を把握する防災マップを作成している。障害者と七十五歳以上の高齢者を災害時要援護者に指定、居住地が一目で分かるよう、一人ひとりをマップ上に通し番号で落とし込んだ。

マップは同自治会のボランティア十七人のみが所持。ボランティアはそれぞれ数人ずつ災害時要援護者を担当し、普段から声を掛けるなどして交流を図っている。

マップ作りに中心にかかわった志村勇さん（79）は「災害時に瞬時に対応するためには地域のことを普段からよく知ることが必要。災害時要援護者の安全を守る取り組みを広げたい」と話している。

都留市中央の下町自治防災会（東山孝行会長）は、地域内の災害時要援護者の状況を把握する「あんしん防災カード」を発行し、震災時などの救護に生かす対策をとっている。

対象は六十五歳以上の高齢者。A4判のカードに氏名や住所、血液型などのほか、病歴やかかりつけの病院、服用中の薬品、緊急連絡先などを記入する。

住居内の目立つ位置に掲げ、家族以外の救助者がカードを見ることで救急対応がスムーズにいくようサポートする。

また、災害時に「すぐ駆け付けて来てほしい」と、積極的援助を求める人はカードを複写して一部を自治防災会長に提出しておく。プライバシー保護のため、情報は一部役員のみが把握するにとどめ、災害時は役員や指示を受けた関係者が救助、支援に向かう。

現在、地域内のカード対象は約七十人。うち独居老人を中心に約十人が積極支援を望んでいる。

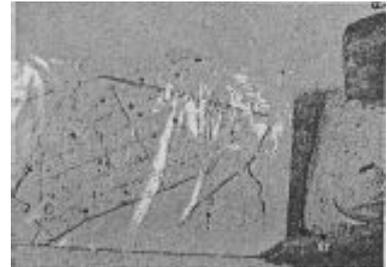


要援護者情報は透明シートに

山梨日日新聞:2002年06月27日 転載

マップで防災意識訴え 富士吉田 ボランティア協試作

地域住民に防災意識を高めてもらおうと、富士吉田市ボランティア協会（片桐忠会長）は、同市竜ヶ丘地区の手作り防災マップを試作した。緊急時の避難場所などがひと目で分かり、住民が迅速に助け合えるように工夫を凝らしている。



防災マップは縦六十センチ、横九十センチ。三月に甲府市で県が開いた災害救援ボランティア・コーディネーター養成講座に片桐会長が参加し、実習として行った「災害図上訓練（DIG）」の手法を使って作製した。

マップは、同地区の住宅地図（約四百世帯）の上に三枚の透明シートを重ね合わせ、（１）避難場所や医療機関などのほか災害時要援護者の住宅（２）ボランティア協会会員や民生委員などの自宅（３）消火栓や防火水槽などの防災施設 - を、青や黄色などのシールで示している。住宅地図とシートを重ね合わせて使用する。

同地区の住民である片桐会長は「災害時に災害時要援護者を誰が助けに行くのかと思い、試作した。避難場所など地元を見直すきっかけにもつながる」と話している。

本ガイドへのお問い合わせ、ご意見窓口は、下記へご連絡をお願いします。

旭川流域連絡協議会事務局

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 調査設計課

2006年4月 初版

〒700-0914 岡山市鹿田町2丁目4番36号 TEL 086-223-5101(代表) FAX 086-222-7835